

2024年8月22日（木）

法務省法教育セミナー

# 学校における法教育の意義 － 中学校の授業実践を通して－

お茶の水女子大学附属中学校

寺本 誠



# 講師について

1999年～都内の私立高校で世界史教諭として在職

2004年～現在 お茶の水女子大学附属中学校社会科教諭として在職

- 大学時代に比較文化学士の学位取得
- 卒業論文は映画学、政治学、社会学を絡めたテーマで執筆
- 卒業後 修士課程社会科教育コースに進学 本格的に社会科教育学を学ぶ  
修士論文はアメリカの社会科教育、特に社会参加学習をテーマに執筆
- 現任校赴任時より、法務省や弁護士会と協働する機会を多く経験。
- 2004年法務省『はじめての法教育』作成に携わる。
- 2006年～現在 中学校社会科教科書の執筆に携わる
- 日本社会科教育学会、日本公民教育学会、法と教育学会、日本教育方法学会、  
日本教科教育学会、中等社会科教育学会所属



皆さんは生徒に、（ ）と聞かれたらどのように答えますか。  
そして、どのような教材を選択して、その大切さを伝えますか。



皆さんは生徒に、**憲法の中で一番大事な条文は何条ですか？**と聞かれたらどのように答えますか。  
そして、どのような教材を選択して、その大切さを伝えますか。



多くの人の命を  
助けるためには、  
少数の犠牲は仕  
方ない。

テロに遭った時  
点で、いずれに  
しても乗客は亡  
くなる。

国家が国民の命  
を奪ってもよい  
のか。



## ドイツ航空安全法（2005年1月施行）

ハイジャックされた航空機が武器として使用されるおそれがあるとみなされた場合には、国防大臣の権限により、ドイツ連邦軍がこれに着陸を強制したり、**撃墜したりすること**を認めている。



## ドイツ憲法裁判所の判断

○ドイツ航空法は**ドイツ憲法に違反している。**  
**(違憲である)**

### ○判決理由

乗っ取り機の乗客を他の人々の命を救うための単なる物体としてしまい、**人間の尊厳（基本的人権）、生存権に合致しない。**



## 日本国憲法第13条

すべて国民は、**個人として尊重される**。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、**最大の尊重**を必要とする。



## 本授業の学習目標

- ①他者と討議しながら、多様な見方・考え方があることに気付き、日本国憲法が定める基本的人権の意義と個人の尊厳についての関心を高める。
- ②模擬裁判を通じて裁判の機能や手続きを理解するとともに、確かな根拠に基づいて判断することや、他者の意見から自分の判断を再構成していく重要性を理解する。



# 平成29年度版 中学校学習指導要領第2章第2節社会より

## (公民的分野)

### 2 内容

#### C 私たちと政治

##### (1) 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則

対立と合意，効率と公正，個人の尊重と法の支配，民主主義などに着目して，課題を追究したり解決したりする活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

#### ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 人間の尊重についての考え方を，基本的人権を中心に深め，法の意義を理解すること。



# 授業の評価規準

	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
単元の 評価規 準	個人の尊重の考え方や、社会生活における法の意義と憲法に基づく政治の重要性、日本国憲法の基本原理（国民主権、平和主義、基本的人権の尊重）について理解し、その知識を身につけている。	日本国憲法の基本原理に関わる諸課題について、そのあらましや解決への方向性を、日本国憲法の規定を基に多面的・多角的に考察し、その過程や結果を適切に表現している。	個人の尊重の考え方と法の意義に対する関心を高め、民主的な社会の在り方について、社会の形成者としての立場から考えている。
学習活 動に即 した具 体的な 評価規 準	模擬裁判を通じて裁判の機能や手続きを理解するとともに、確かな根拠に基づいて判断することや、他者の意見から自分の判断を再構成していく重要性を理解している。	人命に関わる価値が対立している課題に対して、法的な見方・考え方を働かせて、その構造を分析するとともに、自分の考えを論理的にまとめることができる。	他者と討議しながら、多様な見方・考え方があることに気付き、日本国憲法が定める基本的人権の意義と個人の尊厳についての関心を高め、それらを意欲的に追究している。



## 事件の概要

19:32 ハイジャック発生

戦闘機発進

進路妨害・警告射撃

撃墜不可の指示

20:21 ミサイル発射・撃墜

＜被告人＞  
数万人を救うために  
数百人を犠牲に  
することが正しい  
と考えた。



# 授業の展開

## 第1時

- ◆ 9. 11テロ時の航空機撃墜命令  
「ハイジャックされた飛行機を撃墜することは許されるのか」
- ◆ ドイツ航空法の成立  
→一年後の違憲判決について  
「なぜ違憲判決が出されたのか」
- ◆ 『テロ』に基づいて作成した、ラース・コッホ供述調書を読む。
- ◆ 模擬裁判に向けての準備  
検察官・弁護人に分かれて、被告人質問を考える。

## 第2時

- ◆ 法務省大臣官房司法法制部より3名の職員を特別講師として招く。
- ◆ 検察官・弁護人に分かれて、被告人質問案を再検討する。
- ◆ 検察側・弁護人に分かれて被告人への質問を行う。  
(被告人役は特別講師)
- ◆ 被告人を有罪とするか無罪とするか小グループで話し合う。
- ◆ 講師による講評



# ラース・コッホに対する被告人質問の様子

## 検察官側

- ・もし大切な人が乗っていたら？  
→分からない
- ・スタジアムの人々が逃げている可能性は？  
→自分で見て逃げていないと分かった
- ・飛行機の乗客164人の命を考えて行った行動なのか。→より多くの命を救うためにより少ない命を犠牲にするのは正しいと考えた。
- ・命令センターとの話し合いはあったか？→なし。命令が出ていないことを確認した。撃墜すれば畑に落ちることは分かっていた。

## 弁護人側

- ・後悔しているか→していない。正しいことだった。
- ・最後まで両者（航空機の乗客、スタジアムの観客）の命を助けたいと考えていたのか。→考えていた。人権を考えている。命は数だけではなく、武器になっている。
- ・飛行進路の妨害と警告射撃をもっと多く行えば、スタジアムに墜落しない状況になったのでは？→機長の反応無く、機内の様子も分からなかった。



## 被告人を有罪とした生徒の意見①

・状況を判断して単純に犠牲となってしまう人々の人数を考えたら7万人よりも少ないルフトハンザ機164人の方が良いとなるかもしれないが参考資料の違憲判決に書いてあるようにそれは乗っ取り機の乗客を7万人の命を救うための単なる物体としてとらえていて基本的人権を尊重していないから。また、理由があったにせよ164人の命を殺したことは事実であり、たとえサッカースタジアムに突っ込んで死んでしまう可能性が高かったが死め前まで命は生存権として尊重しなければならないため乗客を単なる物体として見て攻撃するのはおかしいと思ったから。



## 被告人を有罪とした生徒の意見②

・そもそも164人を殺した事実は変わらないことだし、それによって164人の可能性をつんだことにもなる。ラース・コッホがミサイルを発射しなかった時の可能性を否定できない。数字以前にも人殺し、自覚がある時点で殺したことを認めていることになるのに軽い刑ではしめしがつかない。話題をすりかえなければ大量殺人をしてしまったことになることは無視できない。



## 被告人を無罪とした生徒の意見①

・ いずれにしろ、飛行機の乗客は死んでいた。→スタジアムの観客まで死なせずに、できるだけ多くの人を助けられる方法を選んでいたので、ぎりぎりまで行動を起こさなかったことから、被告人が最後まで飛行機の乗客とスタジアムの観客の両方を助けたいと思っていたことが分かる。被告人は浅はかな考えではなく、純粹に人々を助けたいという気持ちから悩んだ末に行動を起こしており、仮に撃墜しなかったとして、これより良い状況になるとは考えられないから。国家航空安全指揮・命令センターから撃墜してはいけない理由や他の策を考えているかなどの説明がなかったので、自分で考えて動いた被告人は正しい。



## 被告人を無罪とした生徒の意見②

・ 乗客164名の人権を考えた上での最善な行動だったと思います。スタジアムの人々が逃げていないことや畑に落ちることが分かっている、より多くの命を救いたいと考えていたため罪ではないと思う。ラース・コッホが乗客164名を殺したことは事実だが、彼に殺意はなくまたより多くの命を守るための行動で、撃墜させる直前まで乗客の命とスタジアムの人々の命を考えていた。



## どちらとも言えない

・まず、ラース・コッホさんは自分が機内からすることのできる最大限のこと（進路妨害、警告射撃）を行っていたにも関わらず、テロリストからの反応がなく、ハイジャックされている飛行機が落ちて機内の乗客が全員死んでしまう確率の方が高くなっていたこと。2つ目に、テロリスト達の言う満員の7万人がいるスタジアムからたった52分間で飛行機の破片もこないほど遠くへ全員避難させるのはほぼ不可能だということ。（パニックになってしまったり、お茶中からすぐそばのグラウンドに逃げるまでたった300人ちよいが5分もかかっていることを考えて）これら2つの理由から、人を殺していることに変わりはないので、無罪にはできないが、執行猶予、という考えにした。ドイツの航空安全法では、2006年に違憲判決で撃ち落としてはならない、とされているが、このまま落とさない限り7万人以上が亡くなってしまいう大事故にもなりかねないし、「狙われている側の人権」も大切にしなければならなかったので、仕方なかったと思う。また、質問で「自分の大切な人が乗っている飛行機だったとしても撃つ」と言っていたので、命の重みは一緒だと認識している。なので私は、ラース・コッホさんは執行猶予で良いと思った。



## その他の意見

・まず、法だけみて判断したら違法である。そもそも私は、ドイツ航空法（の違憲判決）がまちがっていると考える。ハイジャック機はハイジャックされた時点で武器となるからだ。人権を尊重することは最優先だとは思いますが、ハイジャックされた時点で国が守れる人権ではなくなってしまいそれを武器（物）として扱わねばならないのは仕方ないのではと思う。そして自分の身におきかえたとしたら撃墜してほしいと思う。撃墜されず、7万人の中につっこんで武器となって間接的に7万人殺すよりは自分が死ぬことで7万人を助けたいと思うと思った。また、遺族もそのように考えてくれると考えた。



## 討議後の判決結果

	有罪	無罪	どちらとも言えない	合計人数
松組	18	7	1	26
蘭組	14	13	0	27
菊組	18	7	0	25
梅組	20	10	0	30
計	70	37	1	108



## 授業を終えて

●「みんなちがってみんないい」を超えて

→**価値判断に基づく意思決定も重要**

**模擬裁判は法的な見方・考え方を培い、論理的に思考・表現する力、意思決定する力を養う上で有効**

◆生徒が検察官・弁護人の立場で、より有益な情報を引き出せるような質問項目を考えるにはじっくり考える時間が必要。

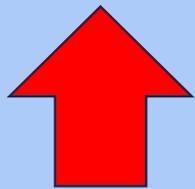


## ○法教育の流れと社会科教育における位置づけ

- ・司法制度改革による必要度の高まり

- ・従来からの弁護士会等による実践

- ・社会科教育関係者による研究・実践



従来の憲法教育への批判

…社会科学の成果としての内容理解の重視



## ○社会科教育における法教育

- ・ 憲法以外の実定法の学習の充実  
→刑法、民法など
- ・ 法的な見方・考え方の育成  
→法的価値（正義、権威、公正など）
- ・ 法を動的に捉える  
→利害の調整（調停、交渉など）、ルールづくりなど



## ○ どのような法教育実践が求められるか

・ 法的な見方・考え方に基づく判断基準

なぜ一致しないことがあるのか、考えることで法的な資質・能力を磨くことができる

ジレンマ

・ 子どもの生活経験に基づく判断基準



## 法教育の意義 – 実践を通して –

- ・ 価値の対立する課題に対して、価値判断・意思決定を行う学習を通して、生徒は多様な見方・考え方に気づき、思考を深めることができる。
- ・ 価値の対立する課題の解決に向けて法的な見方・考え方を活用することにより、社会認識を深め、思考したり、判断したりする力を身に付けることができる。



法的な思考を培うことで、現代社会の様々な問題をとらえる見方や考え方の基礎を養い、主体的に社会に参画する資質の育成につながる。

